

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（峡田小学校プールろ過機用自動塩素滅菌装置交換）	№5200724
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和6年12月9日	
契約金額	2,013,000円（消費税込み）	

契約相手方	東西化学産業株式会社 東京支店 (法人番号：6120001085345)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	修繕契約（峡田小学校プールろ過機用自動塩素滅菌装置交換）
指名業者 （案）	名 称 東西化学産業株式会社 東京支店 所在地 神奈川県川崎市川崎区台町7番11号 代表者 支店長 杉浦 智久
特命理由	本件は、峡田小学校において、プールろ過機の自動塩素滅菌装置が経年劣化により、動作不良が確認されたため、新部材への交換と取付後の動作確認を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記業者は、プールろ過機の製作、施工及び保守点検を専門的に行っており、現在使用している自動塩素滅菌装置も上記業者のものであることから、現場を熟知しており、迅速かつ確実な施工が期待できる。 本契約において、製品全体の安全な動作を保証するため、専用部品取付における技術やその後の調整が必要となるが、上記業者は専門的技術やノウハウを有しており、他社に部品供給も行っていないことから、上記業者以外の履行は不可能である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）